

北海道最低賃金（地域別）が、平成24年10月18日から次のとおり改定されます。

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

時間額 719 円

- この最低賃金は、北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用されます。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）の労働者には、別に定められている北海道の産業別最低賃金が適用されます。